

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨・目的

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／以下DV）は、配偶者や恋人等の親密な関係にあるパートナーまたはパートナーであった人から振るわれる暴力のことで、DVは、個人の尊厳を傷つけ、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害と言えます。

DVの被害者は圧倒的に女性が多く、男女がともに対等なパートナーであるという意識の欠如、社会的地位や経済力の格差など、今日に至るまでの社会構造が主な要因となっています。

DVは、これまで家庭内の問題として捉えられていましたが、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」）が平成13年に施行され、「DVは人権侵害である」との認識が社会全体に少しずつ定着してきました。

また、平成19年に行われたDV防止法の一部改正で、「市町村は、国の定める基本方針に即し、かつ都道府県基本計画を勘案して、市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的計画を定めるよう努めなければならない」と規定されたことを踏まえ、DVの根絶に向け、各種の施策を積極的に推進することを目的として、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」です。

また、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ鹿児島県が定める「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を踏まえて策定しました。

さらには、「第2次曾於市総合振興計画」や「第2次曾於市男女共同参画プラン」などの関連計画との整合性を図った計画です。

3 計画の期間

本計画の期間は、2018年度から2027年度までの10年間とします。

ただし、計画期間内であっても、「DV防止法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の改正や社会情勢の変化等により、新たに計画に盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じ見直すこととします。

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス/DV）とは

● 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害

DVとは、配偶者、恋人、同棲相手、元配偶者、以前付き合っていた恋人など、親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力のことです。社会的、経済的、身体的に優位に立つ者が、立場の弱い者を様々な暴力で支配しようとする行為であり、個人的な問題の範囲を超えた重大な社会問題です。

● 暴力の形態

DVには、殴ったり蹴ったりするなど直接何らかの有形力を行使する身体的な暴力、心ない言動により相手の心を傷つけるなど精神的な暴力、嫌がっているのに性的行為を強要するなど性的な暴力、経済力を奪う等経済的な暴力など様々な形態が存在します。

● 暴力の特徴

DVは、外部からの発見の困難なところで行われることが多いことや、「家庭内の問題」、「個人的な問題」という社会的な無理解により潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が継続化し、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

● 根底にある男女の不平等な関係

男女の固定的性別役割分担、経済力の格差、上下関係など我が国の男女が置かれている状況等により、女性を対等なパートナーと見ない女性蔑視の意識や、夫が妻に暴力をふるうのはある程度仕方ないといった考え方などが社会の根底にあり、暴力を生み出す背景になっています。

第2章 計画の内容

1 基本理念

あらゆる形態の暴力の根絶

第2次曾於市男女共同参画プランでは、『一人ひとりの個性を認め 男女（みんな）がともに輝けるまち』を基本理念とし、一人ひとりが自らの意思に基づき、自信と誇りを持って職場・家庭・地域などあらゆる分野に参画し活躍できる社会作りを推進するとともに、固定的性別役割分担意識による慣習・慣行を見直し、男女とも全ての人が対等な立場で、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指すこととしています。

本計画においては、男女が互いの性を尊重し、暴力を容認しない地域社会を創出するため、「あらゆる形態の暴力の根絶」を基本理念として掲げ、計画を推進します。

2 重点施策

➤ 一切の暴力を認めない社会の実現

DVは単なる家庭内の問題ではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて広く市民の理解を深め、暴力を認めない社会の実現と、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

➤ DV被害者に寄り添った支援の推進

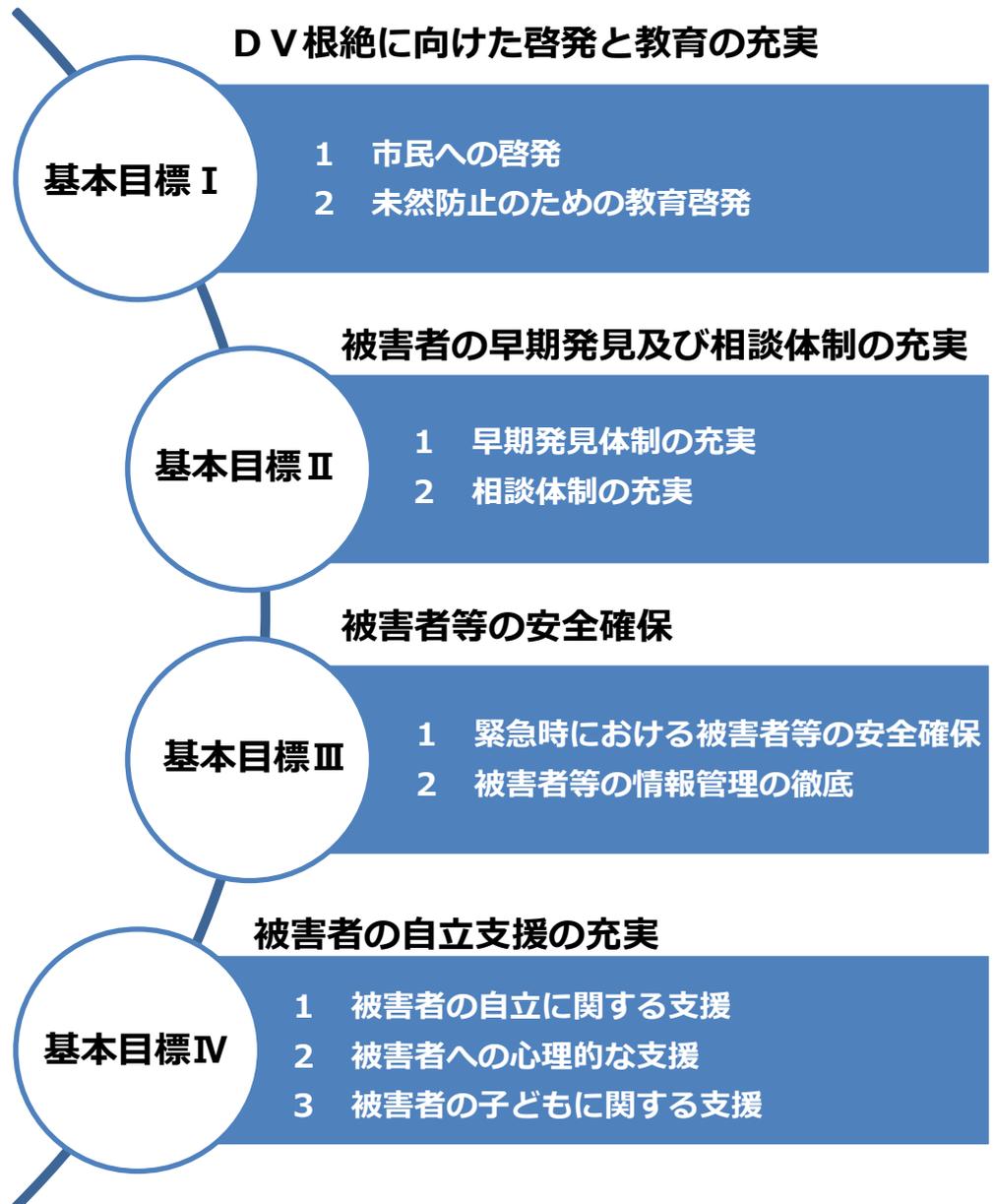
被害者の安全確保を最優先としながら、個々の状態や意向を十分に踏まえ、プライバシーに十分配慮しつつ、相談・保護から社会的な自立に至るまでの横断的な支援に努めます。

➤ 関係機関等との連携協力体制の充実

DV根絶のための啓発や被害者相談、一時的保護、社会的な自立等の各段階において、より円滑な支援を行うため、行政機関、警察、教育機関、医療機関、関係団体等と情報の共有化を図りながら、連携協力体制の充実に努めます。

3 施策体系

基本理念 あらゆる形態の暴力の根絶



第3章 基本理念の実現に向けた個別施策

基本目標Ⅰ DV根絶に向けた啓発と教育の充実

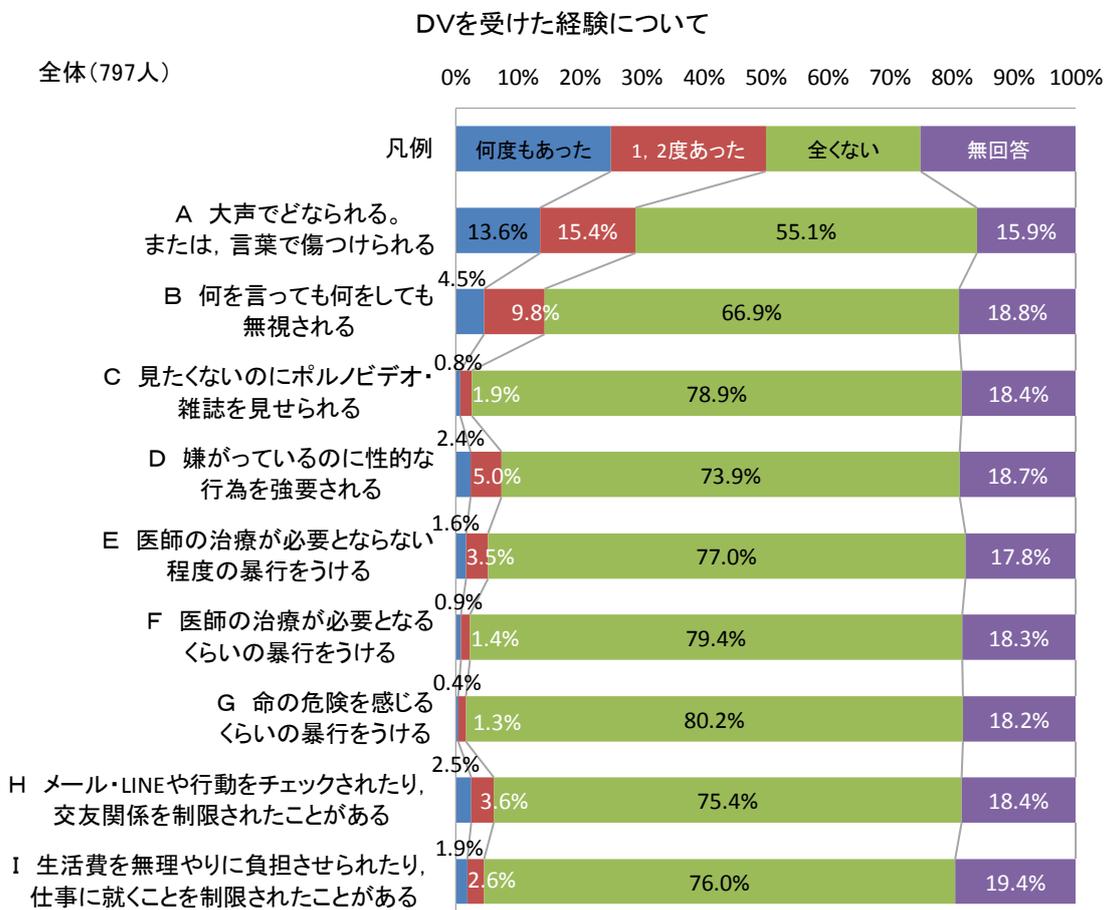
【現状と課題】

市民アンケート調査の結果では、実に5人に1人は何らかのDVを受けた経験があると回答しています。

DVは、家庭内で行われることが多く、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。また、DV家庭で育った子どもに対して心身の成長・発達に深刻な影響を及ぼす場合があります。

このような現状を踏まえ、DV防止の観点から、「男女が互いの人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さない」という意識を社会全体で共有していくために、市民のDVに対する正しい理解と協力が得られるよう、啓発を進める必要があります。

また、配偶者間だけではなく、若い世代の男女間でも交際相手からの暴力（以下、デートDV）が起きていることから、若年層に対する人権尊重の教育やDV防止の啓発についても併せて推進していく必要があります。



1 市民への啓発

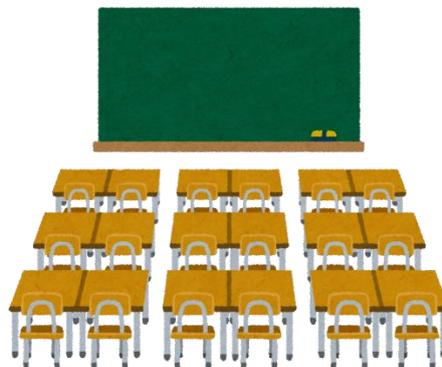
関係各課及び関係機関と協力し、DV法を踏まえた啓発資料を作成し、広報啓発や関係窓口への資料配置を行い、周知徹底を図ります。

取組の方向性
①市民向けDV防止に関する啓発冊子やリーフレット等を作成し、配布します。
②広報紙や市ホームページ等の媒体を活用し、DV防止についての啓発を行います。
③「女性に対する暴力をなくす運動」を通じ、DVに対する正しい理解と協力が得られるよう、啓発に努めます。

2 未然防止のための教育啓発

小中学校及び高校において、人権教育を通じて、デートDVを含めたDV防止啓発を行う等、児童・生徒が加害者にも被害者にもならない教育に取り組みます。

取組の方向性
①幼少期から人権を尊重し暴力を許さない心を育むため、家庭教育の大切さについて啓発に努めます。
②児童・生徒の人権尊重意識・男女共同参画意識を高めるための人権教育、男女平等教育、性に関する指導の充実に努めます。
③中学生や高校生等の若年者向けの啓発冊子やリーフレットを作成・配布し、デートDV防止の啓発に努めます。



基本目標Ⅱ 被害者の早期発見及び相談体制の充実

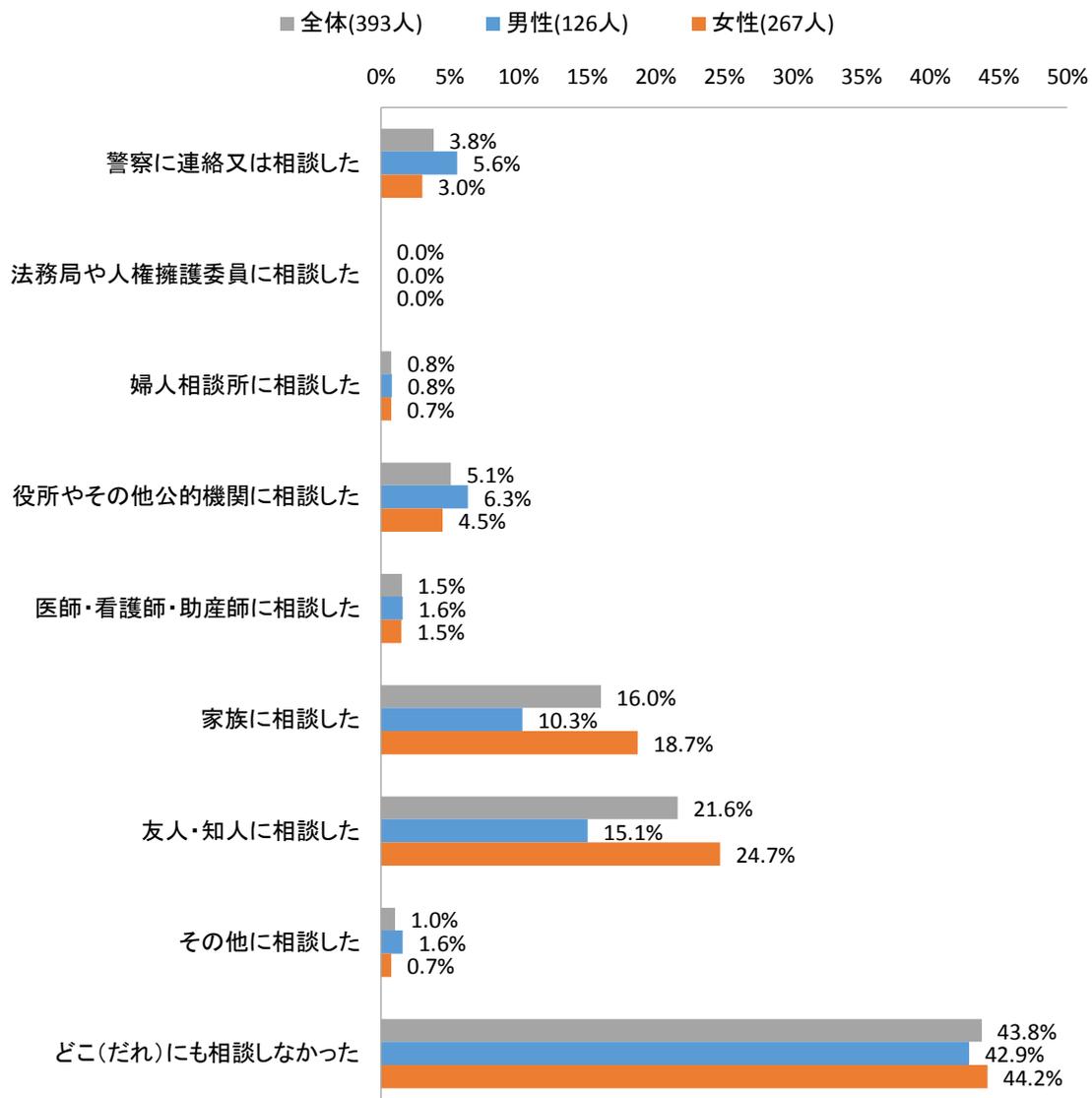
【現状と課題】

アンケート調査結果では、DVを受けた被害者のうち、友人・知人に相談した人の割合は2割程度にとどまっており、また、市の窓口で相談した人は1割にも満たない状況となっています。

DV被害者が一人で悩むことなく安心して相談できるよう、被害者を発見しやすい立場にある関係者の協力も得るなかで、被害者のDVへの気づきを促すため、相談窓口の周知に努めるとともに、関係各課・関係機関の連携を図るなど被害者に配慮した相談体制を整えていく必要があります。

また、被害者を理解し適切な対応を行うためには、相談担当職員の資質の向上を図ることも必要です。

暴力等の相談について



1 早期発見体制の充実

関係各課及び関係機関と協力して広報啓発や関係窓口への資料配置を行い、相談窓口の周知徹底を図ります。

また、医療機関や教育委員会との連携により、職務上DV被害者や子どもが訪れる施設の関係者に対し、DV被害者の疑いがある場合の通報徹底を促します。

取組の方向性
①市民に対する相談窓口及び通報先についての周知徹底を図ります。
②「DV防止法」に定めるDVの発見者による通報の努力義務規定を職務上の関係者に対し、啓発に努めます。
③医療関係者、福祉関係者、学校関係者、民生児童委員等に対して、DVに関する情報提供を行い、早期発見への協力を呼びかけます。

2 相談体制の充実

DVを含めたあらゆる暴力に関する相談及び支援に努めるとともに、被害者の相談内容に応じて庁内の関連部署、警察などの関係機関との情報共有や、民間支援団体との連携を図り、被害者支援に努めます。

また、DV被害者が抱える複雑かつ多様な問題を解決するため、相談体制の充実を図ります。

取組の方向性
①DV相談については、保健所、警察署等の関係機関と十分な連携を図ります。
②DV被害者が訪れる窓口職員を主体に、DV被害者の相談に対応できるようにするため、積極的に研修へ参加し、相談スキルの向上に努めます。
③民間支援団体との連携強化に努めます。

基本目標Ⅲ 被害者等の安全確保

【現状と課題】

被害者に対する暴力が緊迫している場合は、警察との連携や一時保護施設への入所等により、速やかに被害者等の安全を確保する必要があります。

さらには、加害者に被害者等の居所等を知られることがないように、住民基本台帳の閲覧制限や、保険・年金関係、就学関係等の情報管理を徹底することが重要です。

保護命令制度の情報提供や制度利用に当たっての助言等、被害者に寄り添った支援を行うことが必要です。

1 緊急時における被害者等の安全確保

被害者に対する暴力が緊迫している場合は、警察との連携や一時保護施設への入所等により、速やかに被害者等の安全確保を図ります。

DVによる被害者の安全確保を図るために「DV防止法」に基づく保護命令制度の利用が図られるよう、その広報に努めるとともに、配偶者暴力相談支援センターや警察において被害者への情報提供、手続きの支援を行います。

取組の方向性
①一時保護が必要な被害者について、関係機関と連携し、一時保護施設への入所を支援します。
②関係各課及び関係機関等との迅速な連携と情報共有を図り、被害者等の安全確保を最優先に考えた対応につなげます。
③保護命令制度を迅速に利用できるよう、制度利用に関する情報提供や助言を行い、状況に応じて裁判所への同行等、必要な支援を行います。

2 被害者等の情報管理の徹底

加害者に被害者等の居所等を知られることがないように、住民基本台帳の閲覧制限や、保険・年金関係、就学関係等の情報管理を徹底し、安全確保を図ります。

DV被害者の個人情報の取り扱いを徹底するために、個人情報取扱マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた対応に努めます。

取組の方向性
①支援措置の必要性を確認するなど、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。
②被害者の個人情報管理を徹底するよう職員の研修を行います。



基本目標Ⅳ 被害者の自立支援の充実

【現状と課題】

DV被害者が、心身の健康を取り戻し、自立して生活していくためには、様々な支援が必要です。

新たな場所で自立して生活するためには、生活費や住宅の確保、就業機会の確保、子どもの就学等複数の問題を同時に抱えるとともに、様々な手続きが必要となります。

そのため、生活保護制度をはじめとする福祉・保険制度による支援、住宅確保に向けた支援、就労に向けた支援、心理的な支援、子どもへの支援等を関係各課が連携して行うことが重要です。

1 被害者の自立に関する支援

緊急時における被害者等の安全確保から、避難後の生活再建等を含め、DV被害者の意思を尊重しながら、切れ目のない支援を行います。

取組の方向性
①DV被害者の自立に向け、関係部署が連携を図り、生活支援に関する情報提供及び相談を実施します。
②生活に困窮しているDV被害者に対し、生活保護制度等による適切な経済的支援を行います。
③DV被害者が安心して生活できるよう、市営住宅などについての情報提供に努めます。
④DV被害者が経済的基盤を確立し、自立した生活を送れるよう、就業に向けた支援を行います。

2 被害者への心理的な支援

DV被害者は、加害者からの避難後も心的外傷後ストレス障害（PTSD）等、心理的な問題を抱えるケースが多くあることから、被害者の被害状況や家庭環境等を把握し、必要に応じて医療機関や関連機関と連携しながら心理的なケアに努めます。

取組の方向性
①被害者に対してカウンセリング等を行い、心理的な支援の充実に努めます。
②保健所や関係機関等と連携し、カウンセリングや精神的治療に関する情報提供を行います。

3 被害者の子どもに関する支援

DVを身近に見てきた子供への心理的な影響や健康面・教育面での影響に配慮するため、関係機関と連携したケアに努めます。

取組の方向性
①保育所への優先入所や学校における就学の確保等、適切な支援を行います。
②保育所、幼稚園、学校等において適切な配慮が受けられるよう、保育士や教員、スクールカウンセラーによる相談支援体制の充実に図ります。
③ファミリー・サポート・センターや子育て支援サービスについての情報提供を行います。

